

宇和島市地域防災計画 (改訂案)

【概要版】

宇和島市防災会議

1. はじめに
2. 宇和島市地域防災計画の体系
3. 宇和島市地域防災計画の目的と基本方針
4. 宇和島市地域防災計画改訂の方針
5. 宇和島市地域防災計画の構成
6. 改訂スケジュール

地域防災計画とは

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。

宇和島市地域防災計画の3本柱

風水害等・地震災害・津波災害対策編

- ▶ 【災害予防計画】
災害の発生を未然に防止し、その影響を最小限に抑えるための取組
- ▶ 【災害応急対策】
被害の拡大を防止し、又は軽減するための取組
- ▶ 【災害復旧・復興対策】
発災後の生活の再建及び経済の復興、再度災害を防止するための取組

原子力災害対策編

- ▶ 【原子力災害事前対策】
災害の発生あるいは拡大を未然に防止するための取組
- ▶ 【緊急事態応急対策】
災害の拡大を防止し、又は軽減するための取組
- ▶ 【原子力災害中長期対策】
応急対策実施後の事後対策や被災者の生活支援を実施するための取組

宇和島市地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法

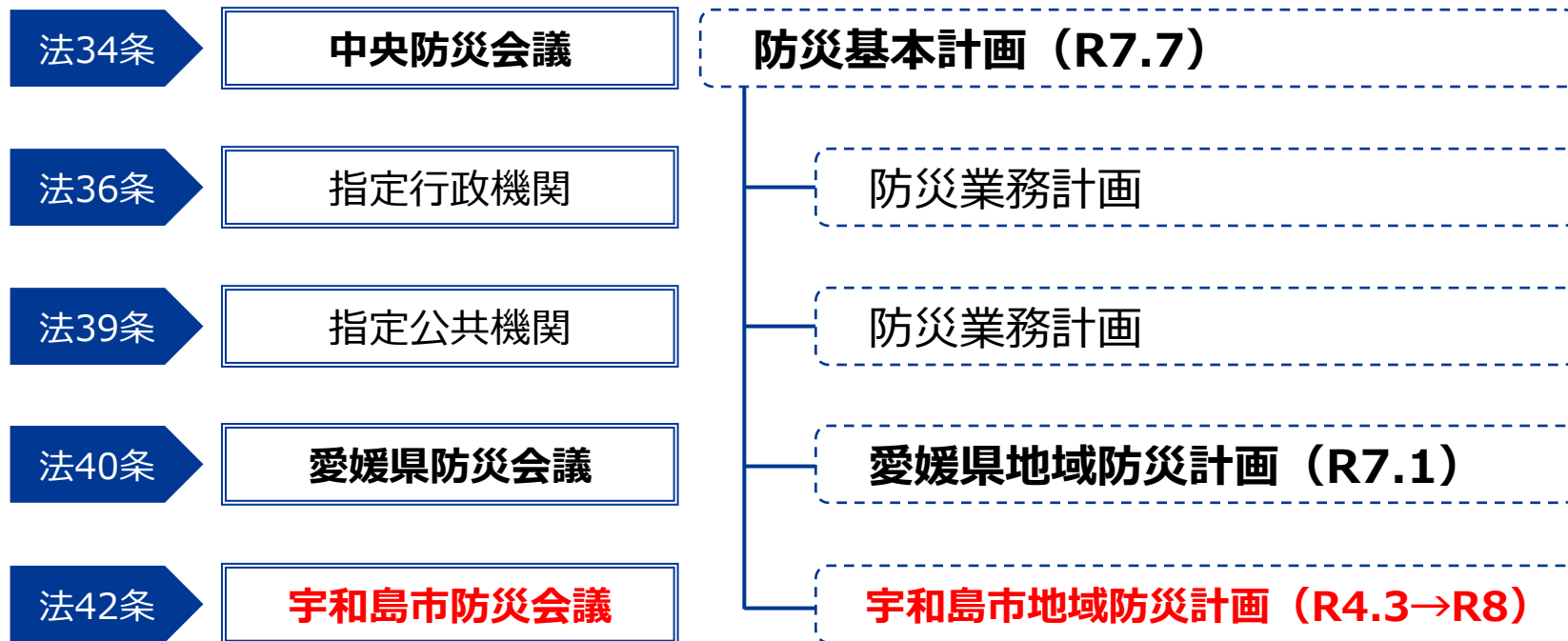
第34条：防災基本計画の作成及び公表等（中央防災会議）

第36条：防災基本計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等

第39条：防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等

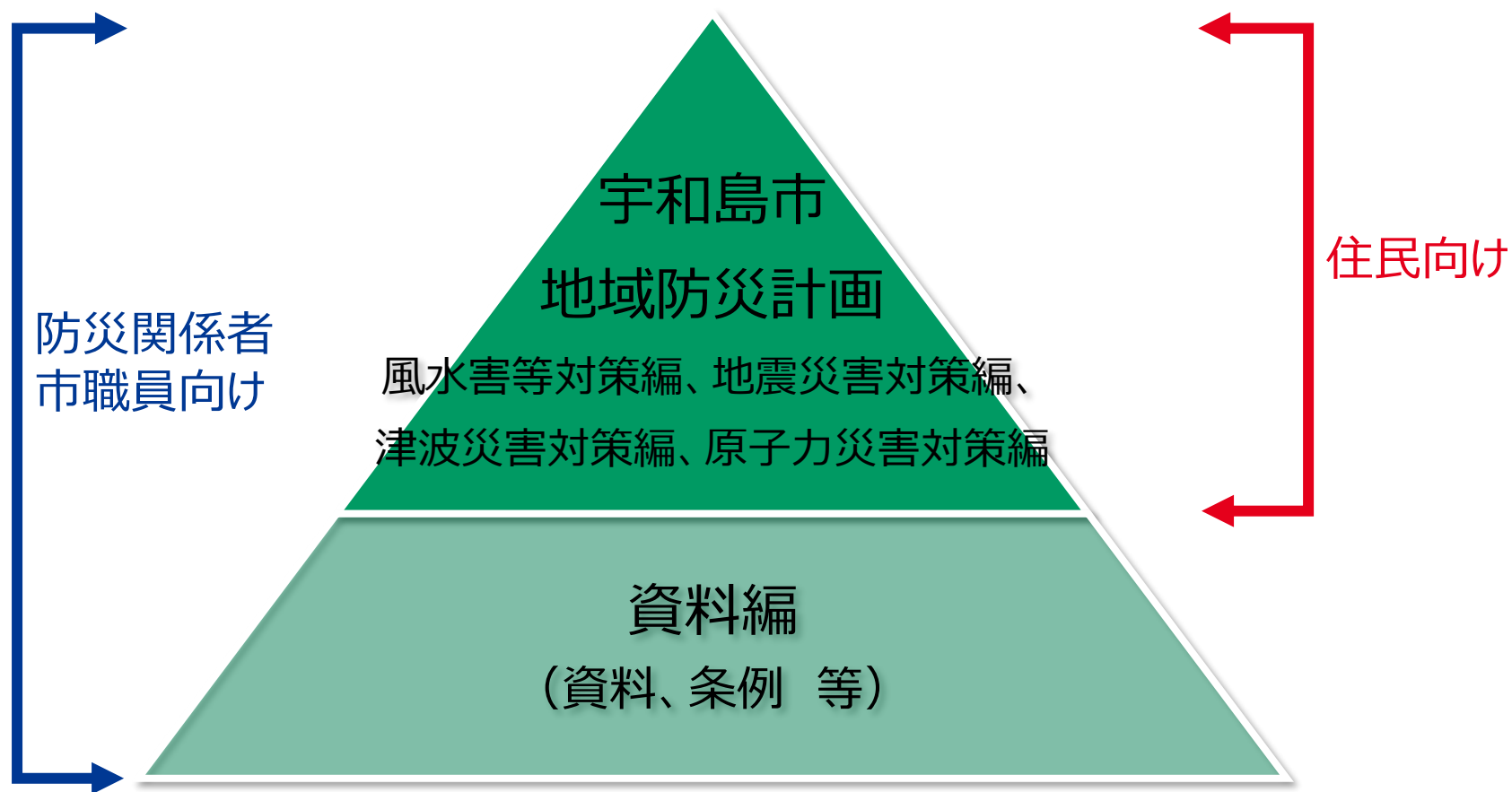
第40条：防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等

第42条：防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等



2. 宇和島市地域防災計画の体系

地域防災計画（本編）や関連計画は災害対応を行う職員だけでなく、宇和島市が実施する災害対応に対する備えや応急対策の内容を、市民の皆さんが理解しやすいように作成する。



目的

宇和島市に関わる災害（風水害、地震災害、津波災害、原子力災害）の対策について計画を定め、市民の生命や財産等を災害から保護することを目的とする。

また、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の円滑な対策実施には、県、民間事業者、市民等のそれぞれが役割分担し、取り組めるよう相互の連携・協力の促進を図る。

基本方針

効果的な災害対策等により、被害の最小化・迅速な回復を図る「**減災**」の考え方を基本方針とする。たとえ、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるように、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

防災対策は、「自助」、「共助」、「公助」を基本とし、着実に防災活動を実施する。

自助：市民が自らの安全は自らで守る行動

共助：地域における互いの助け合い

公助：市及び県が自助・共助を補完する取組

愛媛県地域防災計画との整合性①

前回の改訂以降に行われた県計画の修正点を反映する。

◆県計画（原子力災害対策編、**R5.2修正**）の修正項目への主な対応

防災基本計画（国）、原子力災害対策指針（国）の改正に対応

- 防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針改正内容の反映
 - ・内部被ばくによる健康影響評価のための甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
 - ・原子力災害拠点病院等の定義の修正

◆県計画（風水害等、地震災害、津波災害対策編、**R7.1修正**）の修正項目への主な対応

避難所の環境改善

- 開設当初からパーティション、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める
- 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレー等により快適なトイレの設置に配慮するように努め、必要な対策を講じる
- 栄養バランスのとれた適温の食事や入浴、洗濯等に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める

被災地の情報収集、進入方策

- 通信が途絶している地域で派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める
- 道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る（道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者）

愛媛県地域防災計画との整合性②

◆県計画（風水害等、地震災害、津波災害対策編、R7.1修正）の修正項目への主な対応

支援・受援体制の強化

- 派遣職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意する
- 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める

避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める
- あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める

物資調達・輸送

- 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める
- 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める

水害対策の強化

- アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の維持管理等に努める

近年の施策を踏まえた修正①

現行の愛媛県地域防災計画の公表（R7.1）以降に行われた防災基本計画の修正箇所を確認し、必要に応じて宇和島市地域防災計画に反映する。

◆防災基本計画（R7.7）の主な修正項目 **赤字**：改訂する記載内容

関連する法令の改正を踏まえた修正

〈災害対策基本法の改正〉

- 国による災害対応の強化
- 被災者支援の充実
- 復旧・復興の迅速化

〈道路法等の改正〉

- 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

〈航空法等の改正〉

- 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- 被災者支援の充実
- 保健医療福祉支援の体制・連携の強化
- 官民連携や人材育成の推進
- 消防防災力の充実強化
- インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保
- 被災地における学びの確保
- 防災DXの加速

岩手県大船渡市林野火災を踏まえた修正

- 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 災害時における船舶活用医療の提供
- 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

近年の施策を踏まえた修正②

南海トラフ巨大地震対策に関連する近年の施策の動向を反映するため、以下の修正を行う。

- 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例の変更（R7.7）について、内容を反映（地震災害対策編第4章）
- 市で「南海トラフ地震臨時情報対応マニュアル」を策定したことを踏まえ、関連する記述を追加（地震災害対策編第2章）

南海トラフ地震防災対策推進計画の修正

- 津波に関する情報や避難情報の伝達
 - ・自主防災組織や地域の施設は、避難指示発令時に避難誘導のための必要な措置をとるものとする
 - ・必要に応じて津波フラッグによる伝達を行うことを明記
- 意識の普及・啓発
 - ・地域住民が早期避難への意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、市が周知を行うことを明記

南海トラフ臨時情報対応マニュアルの策定

- 市において南海トラフ臨時情報対応マニュアルを作成したことを踏まえ、地域防災計画の対応箇所に当該計画へ委任する旨を明記

計画の構成

風水害等、地震災害、津波災害対策編

第1章 災害予防計画

■ 避難体制の整備

・要避難者への配慮、ならびに男女によるニーズの違いへの配慮について明記

・ペットを連れた避難に係る記述を強化

■ 防災思想・知識の普及

・災害教訓の伝承に係る記述を強化

■ 情報通信システムの整備

・通信途絶地域での衛星通信の活用、ならびに実践的通信訓練の実施に係る記述を追加

第2章 災害応急対策

■ 避難活動

・車中泊避難に係る記述を追加

・簡易ベッドや快適なトイレ、食事・水の確保等の措置を講じるよう努めると明記

第3章 災害復旧・復興計画

■ 公共施設等復旧対策

・道路・水道・電力・通信等のインフラ事業者が、迅速な復旧のために関係機関との連携体制の整備・強化を図る旨を明記

原子力災害対策編

第1章 総論

第2章 原子力災害事前対策

■ 防災知識の普及・啓発

・安定ヨウ素剤の服用の効果等に関する知識を啓発の内容に追加

第3章 緊急事態応急対策

■ 原子力災害医療の実施

・原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターについて、役割や備えるべき資機材に係る記述を強化

・基幹高度被ばく医療支援センターの記述を追加

■ 防災業務関係者の防護対策

・被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うことを明記

第4章 原子力災害中長期対策

※その他、他編と同様の改訂を実施

6. スケジュール

